

平成30年8月6日 発表

担 当	三重労働局 賃金室長	鍋島猪一郎
	賃金指導官	江口 広美
		TEL (059) 226-2108
		FAX (059) 226-2117

三重県最低賃金について26円引上げ、時間額846円を答申 －三重地方最低賃金審議会答申－

三重地方最低賃金審議会長（公認会計士 やすいひろのぶ 安井広伸）は、本年7月18日に三重労働局長から、三重県最低賃金の改正決定について調査審議を求める諮問を受け、関係業界の労使代表者からの意見聴取、賃金実態調査、各種経済指標の分析等を行うとともに、中央最低賃金審議会から示された目安額を参考とし、最低賃金法に定める①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払い能力を総合的に勘案し、慎重に審議を重ねた結果、本日、三重労働局長（下角圭司）に対し、現行の三重県最低賃金を26円引き上げ、時間額846円（現行820円）に改正し、本年10月1日から施行するよう答申した。

なお、昨年度の引上げ額は、25円であった。

（答申の要旨）

- 1 三重県最低賃金を次のとおり改正決定すること。
時間額 846円（現行820円、引上げ額26円、引上げ率3.17%）
効力発生予定日 平成30年10月1日
- 2 生活保護との比較については、中央最低賃金審議会の考え方に基づいて、最新のデータにより算定したところ、三重県最低賃金は生活保護を下回っていない。

（参考）

◎ 最低賃金決定の三要素 地域別最低賃金は、最低賃金法第9条によって①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力の三要素を総合的に勘案して定めることとされている。